

千葉市耐震シェルター設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、千葉市耐震シェルター設置費補助事業要綱(以下「事業要綱」という。)第8条の規定に基づき、耐震シェルターの設置に要する費用の一部を補助することについて必要な事項を定め、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則(昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。)、事業要綱及びこの要綱の定めるところにより補助金を交付するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、事業要綱に定めるところによる。

(経費及び補助額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、耐震シェルターの設置に要する費用で、施工者に支払う額(以下「設置費」という。)とする。ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。

2 補助額は、設置費の2分の1以内の額(千円未満の端数は、切り捨てる)とする。ただし、20万円を限度とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を申請する者は、千葉市耐震シェルター設置費補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して、申請の受付期間内かつ設置に係る契約を締結する前に、市長に申請しなければならない。ただし、第2号及び第3号の書類については、個人情報確認同意書(別記様式第1号)の提出により省略することができる。また、同一年度内に千葉市耐震診断費補助金の交付を受けて耐震診断した場合、第2号から第5号の書類の添付は省略することができる。

(1) 耐震シェルターの設置に要する費用の見積書又はその写し

(2) 申請者又は居住者の住民票の写し

(3) 本市に在住している所有者全員又は申請者の滞納無証明書

(4) 補助対象住宅の登記事項証明書又はそれに代わるもの

(5) 補助対象住宅の建築確認済証又はそれに代わるもの

(6) 耐震診断報告書(財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に適合しているものに限る。)の写し(建築士で木造住宅耐震診断講習会を修了した者が作成するものに限る。なお、作成者が木造住宅耐震診断士以外の場合は、建築士であることを証する書類及び木造住宅耐震診断講習会を修了したことを証する書類を添付すること。)又は誰でもできるわが家の耐震

診断表（財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に適合しているものに限る。）の写し

（７）施工者に係る次のいずれかの書類

ア 事業要綱第２条第９号アに該当する場合は、建設業法第３条第１項の規定に基づく許可書の写し

イ 事業要綱第２条第９号イに該当する場合は、当該規定の要件を満たすことを証する書類

ウ 事業要綱第２条第９号ウに該当する場合は、補助対象住宅の建設工事を請け負い、当該住宅を建設又は増築した者であることを証する書類

（８）住宅の平面図（耐震シェルターの設置場所を表示したもの）

（９）耐震シェルターの仕様及び公的機関等での強度試験等のデータに関する書類

（１０）その他市長が必要と認める書類

（交付決定通知等）

第５条 市長は、前条の規定による申請があった場合、当該申請の内容を審査し、適当であると認めたときは、千葉市耐震シェルター設置費補助金交付決定通知書（様式第２号）により、速やかに通知するものとする。

２ 市長は、規則第４条第３項の規定により、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、千葉市耐震シェルター設置費補助金不交付決定通知書（様式第３号）により通知するものとする。

３ 補助事業者は、第１項の規定による通知を受けた後に耐震シェルター設置に係る契約を締結し、補助事業に着手するものとする。

（交付の条件）

第６条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定する場合、次の各号に掲げる条件を附するものとする。

（１）補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。

（２）補助事業を中止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。

（３）当該年度の１月末日までに第１０条第１項の規定による報告ができない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合（以下「遅延等」という。）には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

（事業内容の変更）

第７条 補助事業者は、補助金の交付決定後の事情の変更により事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）するときは、千葉市耐震シェルター設置費補助金変更交付申請書（様式第４号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、これにより補助額を増額す

ることはできない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合、当該申請の内容を審査し、適当であると認めたときは、千葉市耐震シェルター設置費補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（事業の取下げ及び事業の中止）

第8条 補助金の交付を申請した者が、第5条に規定する交付決定通知前に事業の取下げをしようとするときは、速やかに千葉市耐震シェルター設置費補助事業取下げ届出書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第6条第2号に規定する事業の中止に係る承認を受けようとするときは、千葉市耐震シェルター設置費補助事業中止承認申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による申請があった場合、当該申請の内容を審査し、承認することが適当と認めたときは、千葉市耐震シェルター設置費補助事業中止承認書（様式第8号）により通知するものとする。

（遅延等）

第9条 補助事業者は、第6条第3号に規定する遅延等について報告するときは、千葉市耐震シェルター設置費補助事業遅延等報告書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、設置の完了を報告するときは、千葉市耐震シェルター設置費補助事業実績報告書（様式第10号）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- （1）耐震シェルターの設置前、設置中及び設置の完了が確認できる状況写真
- （2）耐震シェルターの設置に係る契約書の写し
- （3）耐震シェルターの設置に要した費用に係る領収書の写し

- 2 前項の規定による報告は、当該年度の1月末日までに行うものとする。

（額の確定通知）

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合、提出された書類を審査し、交付決定の内容に適合していると認めたときは、交付すべき補助額を確定し、千葉市耐震シェルター設置費補助金額確定通知書（様式第11号）により通知するものとする。

（交付の請求）

第12条 補助事業者は、前条の規定による通知を受け、補助金の交付を請求するときは、千葉市耐震シェルター設置費補助金交付請求書（様式第12号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書を受領したときは、その内容を審査し、速やかに補助金を交付するものとする。

（代理受領）

第12条の2 補助事業者は、前条による補助金の請求及びその受領を施工者に委任する方法（以下「代理受領」という。）により行うことができる。

2 前項による場合、補助事業者は第10条の規定による報告と同時に、代理請求及び代理受領委任状（別記様式第8号）を、市長に提出しなければならない。

3 第1項による場合、補助事業者が第11条の規定による通知を受け、施工者が補助金の交付を請求するときは、千葉県耐震シェルター設置費補助金交付請求書（様式第12号の2）を、市長に提出しなければならない。

第13条 市長は、補助事業者に対して、当該耐震シェルターの設置について、指導及び助言を行うことができるものとする。

（検査）

第14条 市長は、耐震シェルターの設置に係る工事の内容を確認するため、必要に応じて補助対象住宅に立ち入って検査を行うことができるものとする。

2 市長は、前項の検査を行う場合、その日時を補助事業者と調整した上で決定するものとする。

3 市長は、検査に、補助事業者、施工者の立会いを求めることができる。

4 補助事業者、施工者は、当該検査に協力しなければならない。

5 市長は、検査の結果、設置に係る工事の内容が適切に行われていないと認めたとき、補助事業者及び施工者に、工事の改善を指示することができる。

6 市長は、前項による指示を行った場合、再度検査を行うものとする。

7 市長は、前項の検査の結果、設置が適切に行われていないと認めた場合、補助金の交付決定を取り消すことができる。

（決定の取消通知）

第15条 市長は、補助事業者が、前条第7項に該当すると認めた場合又は規則第17条第1項に該当する不正な行為を行ったと認めた場合、第5条第1項の交付決定を取り消し、千葉県耐震シェルター設置費補助金交付決定取消通知書（様式第13号）により通知するものとする。

（返還命令）

第16条 市長は、補助事業者に対し、規則第18条第1項の規定による補助金の返還命令を行う場合、千葉県耐震シェルター設置費補

助金返還命令書（様式第 1 4 号）によるものとする。

（権利譲渡の禁止）

第 1 7 条 補助事業者は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（有効活用）

第 1 8 条 補助事業者は、補助事業により耐震シェルターを設置した住宅を、有効に活用するよう努めなければならない。

（補則）

第 1 9 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は都市局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

千葉県耐震シェルター設置費補助金交付申請書



年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒 ー

申請者住所 区

フリガナ

氏 名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス @

耐震シェルターの設置費に対する補助金の交付を受けたいので、千葉県耐震シェルター設置費補助金交付要綱第 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の目的及び内容

千葉県耐震シェルター設置費補助事業要綱第 2 条第 5 号に定める耐震シェルターの設置

2 補助対象住宅

所在地 (地番)	区		
建築年月日	昭和 年 月 日	階数	階
居住している者	☐ 所有者 (☐ 申請者 ☐ 申請者以外) ※所有者が居住していない場合 居住者氏名 () ☐ 配偶者 (所有者氏名:) ☐ 一親等の親族 (所有者氏名:)		
☐ 都市計画法又は建築基準法に違反していない ☐ 過去に千葉県耐震シェルター設置費補助事業又は千葉県耐震改修費補助事業による補助金の交付を受けていない			

3 交付申請額 (※)

金		十万	万	千	百	十	円
					0	0	0

4 交付申請額の算出の基礎

- (1) 補助対象経費 (税抜きの見積額) _____ 円 (A)
- (2) 補助額の算定
- ア 補助基本額 $A \times 1 / 2 =$ _____ 円 (B)
- イ 限度額 200,000 円 (C)
- ウ 補助額 B又はCのいずれか低い額 _____ 円 *

(交付申請額は、千円未満を切り捨てる)

(裏面に続く)

5 住宅の構造評点

1 階		2 階	
X方向	Y方向	X方向	Y方向

6 誰でもできるわが家の耐震診断による評点の合計 _____点

7 施工者

(1) 名称 _____

- (2) 区分 ☐ 市内業者・建設業法第3条第1項に規定する許可あり
☐ 市内業者・建設業法第3条第1項に規定する許可なし
☐ 補助対象住宅の建設工事を請け負い、当該住宅を建設又は増築した者

8 事業期間 (予定)

(1) 着手 年 月 日

(2) 完了 年 月 日

(添付書類)

- 1 耐震シェルターの設置に要する費用の見積書又はその写し
 - 2 住民票の写し (申請者のもの。ただし、申請者が居住していない場合は、当該住宅に居住している所有者の配偶者又は一親等の親族のもの) (※1)
 - 3 滞納無証明書 (千葉市内に在住している所有者全員又は申請者のもの) (※1)
 - 4 登記事項証明書 (建物) (※2)
 - 5 建築確認済証又はそれに代わるもの
 - 6 木造住宅耐震診断報告書の写し又は誰でもできるわが家の耐震診断表の写し
 - 7 施工者の区分に応じ、施工者の要件を確認できる次のいずれかの書類
 - (1) 市内業者で建設業法第3条第1項に規定する許可がある者：建設業法による許可書の写し
 - (2) 市内業者で建設業法第3条第1項に規定する許可がない者：事業要綱第2条第9号イにおいて規定する要件を満たすことを証する書類
 - (3) 補助対象住宅の建設工事を請け負い、当該住宅を建設又は増築した者：契約書の写し等、要件を満たすことを証する書類
 - 8 住宅の平面図 (耐震シェルターの設置場所を表示したもの)
 - 9 耐震シェルターの仕様及び公的機関等での強度試験等のデータに関する書類
 - 10 その他市長が必要と認める書類
- (※1) 個人情報確認同意書(別記様式第1号) 2及び3を省略可能
 (※2) 同意書 所有者が複数人いる場合、所有者全員からの同意書
 申請者が居住していない場合、居住者からの同意書
 申請者が所有者ではない場合、所有者全員からの同意書

様

千葉市耐震シェルター設置費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった耐震シェルター設置費補助金について、次のとおり交付することを決定したので、千葉市耐震シェルター設置費補助金交付要綱第5条第1項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



1 補助事業の目的及び内容

千葉市耐震シェルター設置費補助事業要綱第2条第5号に定める耐震シェルターの設置

2 補助対象住宅の所在地

区

3 補助金の交付決定額

	十万	万	千	百	十	円
金				0	0	0

4 交付の条件

- (1) 事業の内容を変更する場合（軽微な変更を除く）には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 事業を中止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 当該年度の1月末日までに設置の完了を報告できない場合又はその遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 千葉市補助金等交付規則、千葉市耐震シェルター設置費補助事業要綱及び千葉市耐震シェルター設置費補助金交付要綱を遵守すること。

様

千葉市耐震シェルター設置費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった耐震シェルター設置費補助金について、次の理由により交付しないことを決定したので、千葉市耐震シェルター設置費補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



(理 由)

審査請求等について

- 1 この決定についての審査請求は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。



千葉県耐震シェルター設置費補助金変更交付申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒 ー

申請者住所 区

フリガナ

氏 名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス @

年 月 日付け千葉県指令 第 号により耐震シェルター設置費補助金の交付決定のあった耐震シェルターの設置について、下記のとおり変更したいので、千葉県耐震シェルター設置費補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により下記のとおり申請します。

記

1 補助対象住宅の所在地（地番）

区

2 変更区分

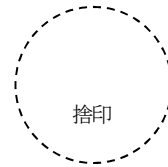
- ☐ 補助額の変更
- ☐ 上記以外の変更

3 変更内容

	変更前	変更後
内容		

4 変更理由

(裏)



5 変更交付申請額

金	十万	万	千	百	十	円
				0	0	0

6 変更交付申請額の算出の基礎

(1) 補助対象経費（税抜きの見積額） _____ 円 (A)

(2) 補助額の算定

ア 補助基本額 $A \times 1 / 2 =$ _____ 円 (B)

イ 限度額 200,000円 (C)

ウ 補助額 B又はCのいずれか低い額 _____ 円 *

(交付申請額は、千円未満を切り捨てる)

(添付書類)

1 変更内容が確認できる資料

2 補助額が変更となる場合

変更後の補助対象経費に係る見積書の写し

様

千葉市耐震シェルター設置費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった耐震シェルター設置費補助金に係る変更交付申請について、次のとおり交付することを決定したので、千葉市耐震シェルター設置費補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



1 補助事業の目的及び内容

千葉市耐震シェルター設置費補助事業要綱第2条第5号に定める耐震シェルターの設置

2 補助対象住宅の所在地

区

3 補助金の交付決定額（変更後）

	十万	万	千	百	十	円
金				0	0	0

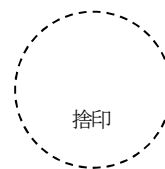
4 補助金の変更額

マイナス , 000円(従前の交付決定額 , 000円)

5 変更内容

6 交付の条件

- (1) 事業の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 事業を中止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 当該年度の1月末日までに設置の完了を報告できない場合又はその遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告しその指示を受けること。
- (4) 千葉市補助金等交付規則、千葉市耐震シェルター設置費補助事業要綱及び千葉市耐震シェルター設置費補助金交付要綱を遵守すること。



千葉県耐震シェルター設置費補助事業取下げ届出書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒

申請者住所 区

フリガナ

氏 名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス @

年 月 日付けで耐震シェルター設置費補助金の交付申請を行いました
が、下記の理由により交付申請を取り下げたいので、千葉県耐震シェルター設置費補助金
交付要綱第8条第1項の規定により本届出書を提出します。

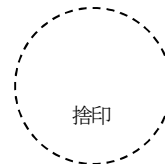
記

1 補助対象住宅の所在地（地番）

区

2 取下げの理由（該当する理由の□にレを付すこと。その他の場合、理由を簡潔に記載
すること。）

- ☐ 住宅を使用しないことになった（可能性が出てきた）
- ☐ 住宅を建替えることにした
- ☐ 工事内容、経費を再考したい
- ☐ 資金を用意することが困難となった
- ☐ その他＝



千葉県耐震シェルター設置費補助事業中止承認申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒

申請者住所 区

フリガナ

氏 名

(※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス @

年 月 日付け千葉市指令 第 号で耐震シェルター設置費補助金の交付決定のあった耐震シェルターの設置を中止し、交付申請を取り下げたいので、千葉県耐震シェルター設置費補助金交付要綱第8条第2項の規定により申請します。

1 補助対象住宅の所在地（地番）

区

2 中止の理由（該当する理由の□にレを付すこと。その他の場合、理由を簡潔に記載すること。）

- ☐ 住宅を使用しないことになった（可能性が出てきた）
- ☐ 住宅を建替えることにした
- ☐ 工事内容、経費を再考したい
- ☐ 資金を用意することが困難となった
- ☐ その他＝

様

千葉市耐震シェルター設置費補助事業中止承認書

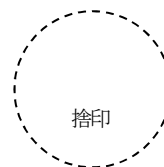
年 月 日付けで申請のあった耐震シェルター設置費補助事業の中止について承認し、年 月 日付け千葉市指令 第 号の耐震シェルター設置費補助金の交付決定を取り消したので、千葉市耐震シェルター設置費補助金交付要綱第8条第3項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



- 1 補助事業の目的及び内容
千葉市耐震シェルター設置費補助事業要綱第2条第5号に定める耐震シェルターの設置
- 2 補助対象住宅の所在地
区
- 3 取り消す補助金の交付決定額
， 000円



千葉県耐震シェルター設置費補助事業遅延等報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒

報告者住所 区

フリガナ

氏 名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス @

年 月 日付け千葉市指令 第 号で耐震シェルター設置費補助金の交付決定のあった耐震シェルターの設置について、当初の計画どおり実施することが困難となったので、千葉県耐震シェルター設置費補助金交付要綱第9条の規定により報告します。

1 補助対象住宅の所在地(地番)

区

2 報告事項

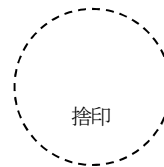
☐ 当該年度の1月末日までに完了しない(完了予定日: 年 月 日)

☐ 事業の遂行が困難となった

☐ その他＝

3 理由

--



様式第10号

千葉県耐震シェルター設置費補助事業実績報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒

報告者住所 区

フリガナ

氏 名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス @

年 月 日付け千葉県指令 第 号により補助金の交付決定のあった耐震シェルターの設置を完了したので、千葉県耐震シェルター設置費補助金交付要綱第10条第1項の規定により報告します。

1 補助対象住宅の所在地(地番)

区

2 事業期間

着手 年 月 日

完了 年 月 日

3 補助金の交付決定額

	十万	万	千	百	十	円
金				0	0	0

(添付書類)

- 耐震シェルターの設置に係る契約書の写し
- 耐震シェルターの設置に要した費用に係る領収書の写し
- 耐震シェルターの設置前、設置中及び設置の完了が確認できる状況写真

様

千葉市耐震シェルター設置費補助金額確定通知書

年 月 日付け千葉市耐震シェルター設置費補助事業実績報告書及び提出された書類を審査した結果、耐震シェルターの設置に対する補助額を次のとおり確定したので、千葉市耐震シェルター設置費補助金交付要綱第 11 条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



	十万	万	千	百	十	円
金				0	0	0

1 補助事業の目的及び内容

千葉市耐震シェルター設置費補助事業要綱第 2 条第 5 号に定める耐震シェルターの設置

2 補助対象住宅の所在地

区



千葉市耐震シェルター設置費補助金交付請求書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒

請求者住所 区

フリガナ

氏 名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス @

年 月 日付け千葉市達 第 号千葉市耐震シェルター設置費
補助金額確定通知書により確定した補助金について、千葉市耐震シェルター設置費補助金
交付要綱第12条第1項の規定により、その交付を請求します。

交付請求額

金	十万	万	千	百	十	円
				0	0	0

千葉県耐震シェルター設置費補助金交付請求書



年 月 日

(あて先) 千葉市長

〒

住 所

会 社 名

代表者氏名

連絡先電話番号

連絡先メールアドレス @



年 月 日付け千葉市達 第 号千葉県耐震シェルター設置費補助金額確定通知書により確定した補助金について、千葉県耐震シェルター設置費補助金交付要綱第12条の2第3項の規定により、その交付を請求します。

交付請求額

金	十万	万	千	百	十	円
				0	0	0

様

千葉市耐震シェルター設置費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け千葉市指令 第 号により通知した耐震シェルター設置費補助金交付決定を、次のとおり取り消したので、千葉市耐震シェルター設置費補助金交付要綱第15条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



1 補助事業の目的及び内容

千葉市耐震シェルター設置費補助事業要綱第2条第5号に定める耐震シェルターの設置

2 補助対象住宅の所在地

区

3 取り消す補助金の交付決定額

, 000円

4 取消しの理由

--

審査請求等について

- 1 この決定についての審査請求は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様

千葉市耐震シェルター設置費補助金返還命令書

千葉市耐震シェルター設置費補助事業に係る補助金について、千葉市耐震シェルター設置費補助金交付要綱第16条の規定により、その返還を命ずる。

年 月 日

千葉市長



1 補助事業の目的及び内容

千葉市耐震シェルター設置費補助事業要綱第2条第5号に定める耐震シェルターの設置

2 補助対象住宅の所在地

区

3 返還を命ずる金額

補助金の交付決定額	, 000円	(年 月 日通知)
補助金の既交付額	, 000円	(年 月 日交付)
返還を命ずる金額	, 000円	

4 返還期限

年 月 日まで

5 返還を命ずる理由

--

6 返還方法

--

(裏)

(注意事項)

市長が定める納付期限までに納付しなかったときは、延滞金を市に納付しなければならない。延滞金の額の計算及び減額又は免除については、千葉市税外収入金に係る延滞金の徴収に関する条例（昭和39年千葉市条例第34号）の規定の例による。

審査請求等について

- 1 この命令についての審査請求は、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この命令の取消しを求める訴訟は、この命令があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様

千葉市耐震シェルター設置費補助事業抽選結果通知書

下記補助金について、千葉市耐震シェルター設置費補助事業の実施に係る取扱要領の規定により、抽選を行いましたので、抽選結果を下記のとおり通知します。

年 月 日

千葉市長



記

補助金の種類	耐震シェルター設置費補助金
受付番号	
抽選結果	☐ 当選 ☐ 補欠 ☐ 落選
補欠者番号	

[注意事項]

- 1 本通知書は、抽選結果についての通知であり、補助金交付決定通知書とは異なります。
- 2 当選者は補助事業の対象者となります。
- 3 当選者は、耐震シェルターの設置への着手は、補助金交付決定後に行ってください。
事前に着手した場合には補助金の交付はできません。